

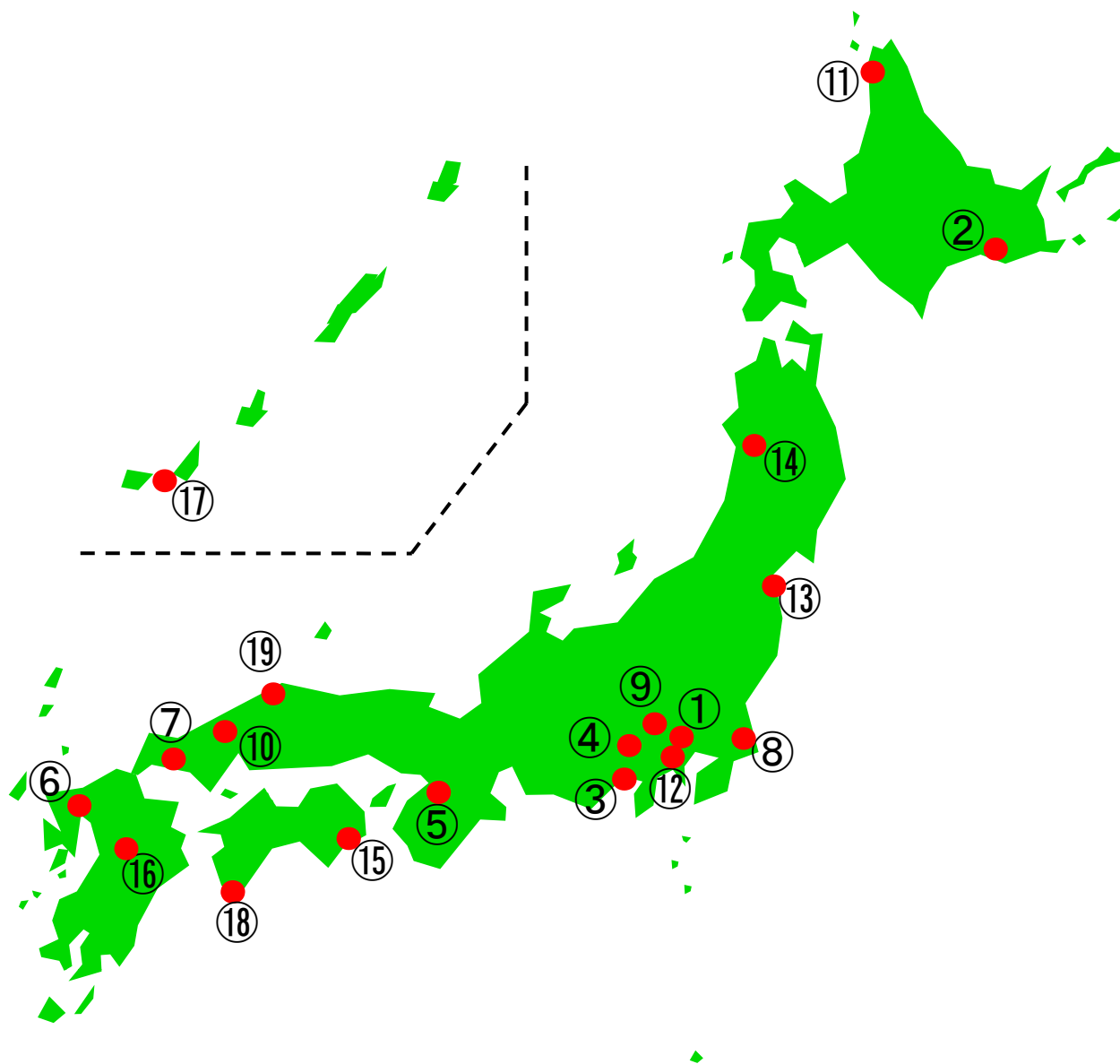
自然再生推進法に基づく
自然再生協議会の概要

<目次>

1. 自然再生協議会(設置箇所)の全国位置図	1
2. 自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置状況(全国)	2
3. 自然再生協議会の取組状況	
① 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会について	3
② 釧路湿原自然再生協議会について	7
③ 巴川流域麻機遊水地自然再生協議会について	10
④ 多摩川源流自然再生協議会について	12
⑤ 神於山保全活用推進協議会について	14
⑥ 檜原湿原地区自然再生協議会について	17
⑦ 榎野川河口域・干潟自然再生協議会について	20
⑧ 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会について	23
⑨ くぬぎ山地区自然再生協議会について	27
⑩ 八幡湿原自然再生協議会について	28
⑪ 上サロベツ自然再生協議会について	31
⑫ 野川第一・第二調整池地区自然再生協議会について	35
⑬ 蒲生干潟自然再生協議会について	37
⑭ 森吉山麓高原自然再生協議会について	40
⑮ 竹ヶ島海中公園自然再生協議会について	43
⑯ 阿蘇草原再生協議会について	46
⑰ 石西礁湖自然再生協議会について	49
⑱ 竜串自然再生協議会について	52
⑲ 中海自然再生協議会について	54

自然再生協議会(設置箇所)の全国位置図

H19.11月現在



	協議会名	設立日
①	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	H15.7.5
②	釧路湿原自然再生協議会	H15.11.15
③	巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	H16.1.29
④	多摩川源流自然再生協議会	H16.3.5
⑤	神於山保全活用推進協議会	H16.5.25
⑥	檜原湿原地区自然再生協議会	H16.7.4
⑦	榎野川河口域・干潟自然再生協議会	H16.8.1
⑧	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	H16.10.31
⑨	くぬぎ山地区自然再生協議会	H16.11.6
⑩	八幡湿原自然再生協議会	H16.11.7
⑪	上サロベツ自然再生協議会	H17.1.19
⑫	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	H17.3.28
⑬	蒲生干潟自然再生協議会	H17.6.19
⑭	森吉山麓高原自然再生協議会	H17.7.19
⑮	竹ヶ島海中公園自然再生協議会	H17.9.9
⑯	阿蘇草原再生協議会	H17.12.2
⑰	石西礁湖自然再生協議会	H18.2.27
⑱	竜串自然再生協議会	H18.9.9
⑲	中海自然再生協議会	H19.6.30

自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置状況(全国)

現在全国各地で19の自然再生協議会が設置され、それぞれの地域において全体構想及び実施計画の作成が進められています。

平成19年 11月現在

	協議会名	位置	概要	構成員数	全体構想作成日	実施計画作成日
1	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	埼玉県	乾燥化が進む旧流路において湿地環境の保全・再生を検討。	70	H16.3.31 H18.5.28変更	—
2	釧路湿原自然再生協議会	北海道	流域からの土砂流入等により乾燥化が進む釧路湿原の再生を検討。	123	H17.3.31	(H18.2.28/達古武) (H18.1.31/南標茶) (H18.1.31/雪裡・幌呂) (H18.8.1/茅沼地区) (H18.8.1/久著呂川) (H19.9.6/雷別)
3	巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	静岡県	洪水防止対策として造成された麻機遊水地において元の麻機沼における植物の回復等自然環境の保全・再生を検討。	55	H19.3.1	—
4	多摩川源流自然再生協議会	山梨県	山梨県小菅村全域において森林や河川景観等の再生を検討。	44	—	—
5	神於山保全活用推進協議会	大阪府	竹林の侵入が進む神於山においてクヌギ・コナラを中心とする落葉樹林帯やカシ・シイを中心とする常緑樹林帯の再生を検討。	39	H16.10.21	H17.6.1
6	椋原湿原地区自然再生協議会	佐賀県	特定植物の繁茂や植物遺体の堆積といった自然遷移の進行により悪化している湿地環境を良好な状態へと再生することを検討。	42	H17.1.26	H17.3.31
7	榎野川河口域・干潟自然再生協議会	山口県	榎野川河口干潟等の自然環境を再生し維持していくことを検討。	60	H17.3.31	—
8	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	茨城県	霞ヶ浦湾奥部の湖岸環境の再生を検討。	65	H17.11.27	H18.11.27/A区間 H19.9.14/B区間
9	くぬぎ山地区自然再生協議会	埼玉県	川越市、所沢市、狭山市、三芳町にまたがる武蔵野の平地林「くぬぎ山地区」における歴史的・文化的・環境的価値の継承を検討。	70	H17.3.12	—
10	八幡湿原自然再生協議会	広島県	臥竜山麓八幡湿原地域において湿原環境の再生を検討。	36	H18.3.31	H18.10
11	上サロベツ自然再生協議会	北海道	国立公園であるサロベツ湿原と農地が隣接する北海道豊富町において、農業と共存した湿原の再生を検討。	53	H18.2.2	H18.7.13
12	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	東京都	土地利用の変化により自然環境が大きく損なわれたかつての多様な河川環境の再生を検討。	57	H18.9.13	H18.10
13	蒲生干潟自然再生協議会	宮城県	シギ・チドリ類などの渡り鳥の飛来地であり、また底生動物の宝庫である貴重な干潟環境の保全・再生を検討。	26	H18.9.16	—
14	森吉山麓高原自然再生協議会	秋田県	かつて草地として開発された森吉山麓高原を広葉樹林に再生し、周辺の自然環境と共に保全していくことを検討。	20	H18.3.31	H18.10
15	竹ヶ島海中公園自然再生協議会	徳島県	サンゴを中心とした海洋生態系の回復を図ることを検討。	47	H18.3.31	—
16	阿蘇草原再生協議会	熊本県	阿蘇の草原の維持、保全及び再生を図ることを検討。	124	H19.3.7	—
17	石西礁湖自然再生協議会	沖縄県	優れたサンゴ礁を保全することに加え、赤土流出への取り組みを進めるなど陸域からの環境負荷を少なくするとともに、サンゴ群集修復事業などを通じて、サンゴ礁生態系の再生を検討。	94	H19.7.5	—
18	竜串自然再生協議会	高知県	竜串湾のサンゴ群集等の沿岸生態系を再生するため、海底に堆積した泥土の除去のほか、森林や河川からの土砂流出や生活排水など流域からの環境負荷への対策を検討。	71	—	—
19	中海自然再生協議会	島根県 鳥取県	戦後の開発や生活雑排水の流入などにより失われた中海全域の自然環境の再生を検討。	64	—	—

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会について

- ◆ 荒川は埼玉県西部地域の自然環境軸として流域の水と緑のネットワーク形成の中心的な役割を担っており、中でも埼玉県桶川市、上尾市に挟まれた荒川河川敷に残る旧川周辺には良好な湿性環境が残っており、多様な生態系の生息・生育空間が形成されている。
 - ◆ ところが、これまでの河川改修に伴う洪水時の冠水頻度の低下、河床低下に伴う地下水位の低下、並びに耕作地の盛土等により、近年湿地環境の乾燥化が進行中。
 - ◆ このため、平成13年度より湿地環境の保全・再生を図るべく自然再生事業に取り組んでいたところであるが、平成15年1月「自然再生推進法」の成立を受け、平成15年7月には学識者、行政機関、NPO及び地域住民等から構成される「荒川太郎右衛門地区自然再生協議会」を設立し、平成15年度末までに「全体構想」の作成が完了。
 - ◆ しかしながら、その後、荒川本川と連続させた流水路として河川を復元することにより、多様な水域・水際環境を形成するなどの目標の修正により、「全体構想」の改訂を進め、平成18年5月28日に「全体構想の改訂」をおこなった。
 - ◆ 現在、引き続き「実施計画」の作成を鋭意推進中である。
- 第1回自然再生協議会（平成15年7月5日）
 - ・ 国土交通省、埼玉県、関係市町村、学識経験者、NPO及び一般公募により選出された地域住民等が参画して協議会を設立。
 - ・ 構成員 約60名
 - 第2回自然再生協議会（平成15年9月6日）
 - ・ 課題の抽出と整理
 - ・ 目標設定（自然再生の方針について）
 - 第3回自然再生協議会（平成15年10月19日）
 - ・ 水確保の事業メニュー設定（整備案の検討）
 - ・ 全体構想目次（案）について討議
 - 第4回自然再生協議会（平成15年11月22日）
 - ・ 自然再生の目標について討議
 - ・ 自然再生事業の概要について討議
 - 第5回自然再生協議会（平成16年2月7日）
 - ・ 自然再生全体構想（案）について討議
 - 自然再生全体構想の作成・公表（平成16年3月31日）
 - 第6回自然再生協議会（平成16年6月12日）
 - ・ 自然再生事業実施計画骨子（案）について討議
 - ・ 設計の考え方に関する基本事項について討議

- 第7回自然再生協議会（平成16年9月5日）
 - ・ 当面の設計の考え方について討議
 - ・ 当面のモニタリングについて討議
- 第8回自然再生協議会（平成16年10月31日）
 - ・ 設計概要について討議
 - ・ モニタリング計画及び専門委員会について討議
- 第9回自然再生協議会（平成17年2月5日）
 - ・ 試験掘削について討議
 - ・ 生態系モニタリング専門委員会からの報告
- 第10回自然再生協議会（平成17年6月11日）
 - ・ 太郎右衛門地区の将来像について討議
 - ・ 試験掘削池の状況報告
- 第11回自然再生協議会（平成17年7月30日）
 - ・ 荒川の治水について説明
 - ・ 自然再生の方向性について討議
- 第12回自然再生協議会（平成17年11月6日）
 - ・ 調節池の役割としくみについて説明
 - ・ 自然再生の方向性について討議
- 第13回自然再生協議会（平成18年1月28日）
 - ・ 自然再生の方向性について、流水＋止水環境案で行うことの合意
- 第14回自然再生協議会（平成18年3月19日）
 - ・ 太郎右衛門地区の全体構想の追補（案）について討議、了承
 - ・ 自然再生事業実施計画の進め方について
- 第15回自然再生協議会（平成18年5月28日）
 - ・ 自然再生全体構想の改訂について公表
 - ・ 自然再生事業実施計画の進め方について
- 第16回自然再生協議会（平成18年8月26日）
 - ・ 自然再生事業実施計画の進め方について討議
- 第17回自然再生協議会（平成19年3月17日）
 - ・ 自然再生事業実施計画の進め方について討議
 - ・ 自然再生協議会の進め方について討議、了承
- 第18回自然再生協議会（平成19年10月21日）
 - ・ 自然再生事業実施計画の進め方について討議

「荒川太郎右衛門地区自然再生全体構想」の概要

- ◆「荒川太郎右衛門地区自然再生全体構想」は、自然再生推進法に基づき設置された「自然再生協議会」において、準備期間も含めほぼ1年かけてとりまとめられたもの。

- ・ 自然再生協議会設立準備会開催：平成15年2月7日
- ・ 自然再生協議会設立：平成15年7月5日
- ・ 全体構想とりまとめ：平成16年3月31日
- ・ 全体構想の改訂とりまとめ：平成18年5月28日

- ◆「全体構想」のポイントは次のとおり

- 国土交通省、埼玉県、関係市町村、学識経験者、NPO及び一般公募により選出された地域住民等が幅広く参画し（構成員合計70：平成19年11月現在）、自然再生の方向性について合意。

- 自然再生の目標（改訂後）

- I 湿地環境の保全・再生
- II 過去に確認された生物が住める環境の再生
- III 蛇行河川の復元
- IV 荒川エコロジカル・ネットワーク
- V 治水面からもプラス

- 再生の対象区域

太郎右衛門橋下流約4km区間（50.4～54.0km）

- 再生に向けた取り組み方針

- ・ 役割分担の明確化 → 全ての協議会委員が汗をかく
- ・ 順応的管理の実施 → モニタリングを行いながら段階的な事業の実施

- ◆ 現在、この「全体構想改訂」に基づき、「実施計画」の作成を推進中。



荒川本川(河床低下)



荒川の河口から50～54km(太郎右衛門橋下流4km区間の埼玉県上尾市、桶川市、川島町)

釧路湿原自然再生協議会について

- ◆ 釧路湿原はわが国最大の湿原であり、タンチョウ、キタサンショウウオ、イトウなどの多様で貴重な野生動植物が生息・生育している。湿原周辺の開発等に伴う湿原への土砂・栄養分の流入等により、近年、湿原の面積減少・劣化が進行しており、平成13年3月には、有識者等により「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」がとりまとめられた。
- ◆ 提言を踏まえ、関係行政機関、地方公共団体、NPO、専門家等が連携し、自然再生の取組みを開始。
- ◆ 平成15年1月に「自然再生推進法」が施行されたことを受け、平成15年11月に自然再生推進法に基づく「釧路湿原自然再生協議会」を設立。
(流域からの土砂流入等により乾燥化が進む釧路湿原の再生を検討。)
- ◆ 平成17年3月には「釧路湿原自然再生全体構想」が作成された。
全体構想を踏まえ、現在までに6つの自然再生事業実施計画が作成された。

○第1回自然再生協議会（平成15年11月15日）

- ・ 協議会の設立

○第2回自然再生協議会（平成15年12月19日）

- ・ 小委員会の設置（湿原再生小委員会、旧川復元小委員会、土砂流入小委員会、森林再生小委員会、水循環小委員会、再生普及小委員会）

○第6回自然再生協議会（平成17年2月22日）

- ・ 全体構想（最終案）の協議

○釧路湿原自然再生全体構想 作成（平成17年3月）

○第7回自然再生協議会（平成17年6月14日）

- ・ 茅沼地区旧川復元実施計画（素案）の協議
- ・ 再生普及行動計画（案）の了承

○第8回自然再生協議会（平成17年10月11日）

- ・ 茅沼地区旧川復元実施計画（案）の了承
- ・ 達古武地域自然再生事業実施計画（素案）の協議

○第9回自然再生協議会（平成18年1月31日）

- ・ 達古武地域自然再生事業実施計画（案）の了承
- ・ 土砂流入対策（沈砂地）実施計画〔雪裡・幌呂地域〕（案）の協議、了承
- ・ 土砂流入対策（沈砂地）実施計画〔南標茶地域〕（案）の協議、了承
- ・ 土砂流入対策実施計画〔久著呂川〕（案）の協議

○第10回自然再生協議会（平成18年5月9日）

- ・ 土砂流入対策実施計画〔久著呂川〕（案）の了承
- ・ NPOからの提案について協議

○第11回自然再生協議会（平成18年12月21日）

- ・ 第3期 釧路湿原自然再生協議会の運営について等

○第12回自然再生協議会（平成19年7月30日）

- ・ 雷別地区実施計画（案）の協議、了承

「釧路湿原自然再生全体構想」の概要

◆自然再生の対象となる区域

釧路川水系の集水域を基本的な対象範囲（面積約 25.1 万 ha）

◆自然再生の目標

この地域に本来生息している生き物たちが絶滅することなく生きていける環境、そして私たちの暮らしに豊かな恵みをもたらす「水と緑の大地」を取り戻す。

具体的には、急速な悪化が進む以前の、国際的に価値が認められたラムサール条約登録前のような湿原環境を一つの姿とする。

＜流域全体としての目標＞

- ・ 湿原生態系の質的量的な回復
- ・ 湿原生態系を維持する循環の再生
- ・ 湿原と持続的に関われる社会づくり

◆自然再生協議会の構成員

個人(専門家含む) 59

団体 53

関係地方公共団体 8

関係行政機関 3 合計 123(個人・団体) ※平成 19 年 11 月現在

「自然再生事業実施計画」について

◆土砂流入対策(沈砂池)実施計画〔雪裡・幌呂地域〕 平成 18 年 1 月作成

実施者：国土交通省北海道開発局 釧路開発建設部(農業)、鶴居村

◆土砂流入対策(沈砂池)実施計画〔南標茶地域〕 平成 18 年 1 月作成

実施者：国土交通省北海道開発局 釧路開発建設部(農業)、標茶町、南標茶地区排水路維持管理組合

◆釧路湿原達古武地域自然再生実施計画 平成 18 年 2 月作成

実施者：環境省北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所

◆土砂流入対策実施計画〔久著呂川〕 平成 18 年 8 月作成

実施者：国土交通省北海道開発局 釧路開発建設部(河川)、北海道釧路土木現業所、他

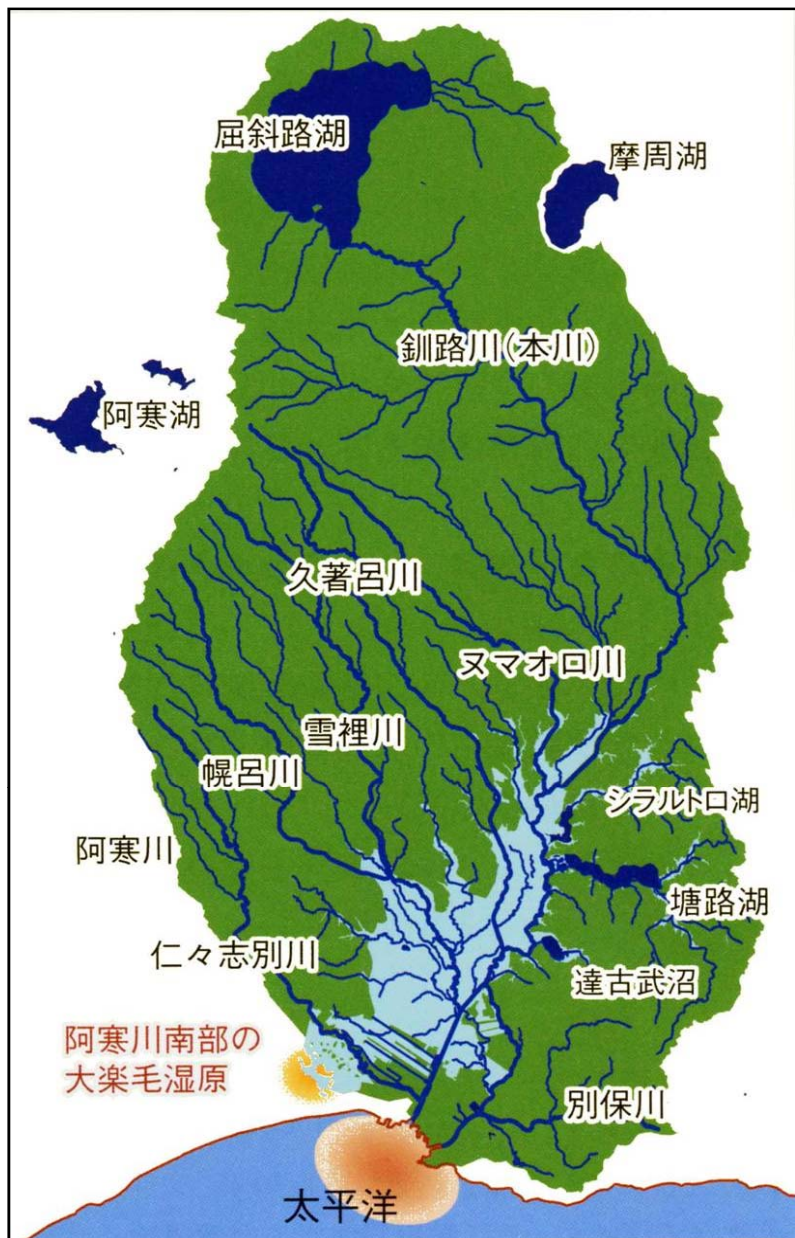
◆茅沼地区旧河川復元実施計画 平成 18 年 8 月作成

実施者：国土交通省北海道開発局 釧路開発建設部(河川)

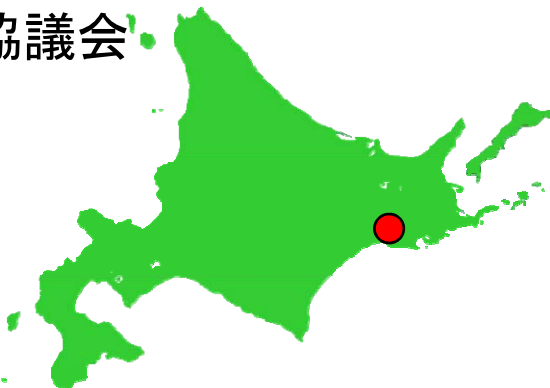
◆雷別地区自然再生事業実施計画 平成 19 年 9 月作成

実施者：林野庁北海道森林管理局釧路湿原森林環境保全ふれあいセンター

釧路湿原自然再生協議会



自然再生の対象となる区域
(全体構想より)



直線化した河道
(旧川復元による再蛇行化を計画)



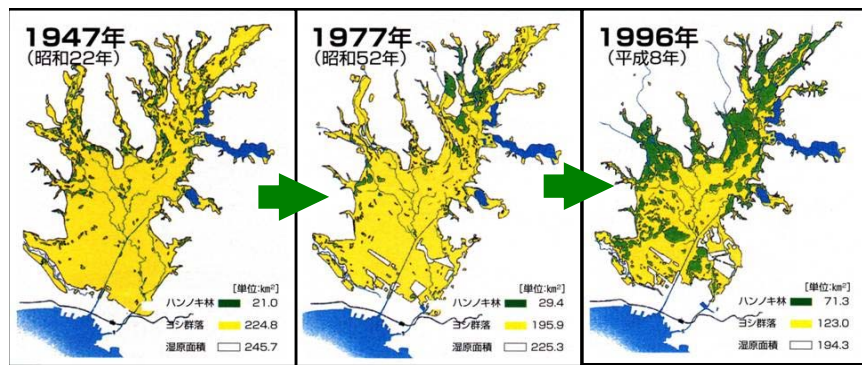
川底が削られた河川
(拡幅による流速低下策や河床安定のための
の工作物設置を計画)



気象害を受けて立枯れとなったトドマツ
人工林(森林再生を計画)



単一樹種の一斉造林
(間伐や鹿対策による混交林化を計画)



ハンノキ林分布変遷図

湿原内への土砂流入の増加等により
湿原の植生が急速に変化している